

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長 様

会食相手方 A 氏陳述書における疑問点等

2019年1月18日

宮崎 誠一

「嬉野をよくする市民の会」 代表

宮崎 誠一

佐賀県佐賀市中央本町1番10号ニュー
一寺元ビル4階 佐賀中央法律事務所
代理人弁護士 東島 浩幸

佐賀県嬉野市塩田町五町田乙3328-2 杵藤法律事務所
代理人弁護士 藤 藪 貴 治
電 話 0954-68-0745
F A X 0954-68-0876

村上大祐市長代理人の鬼橋正敏弁護士による会食相手方 A 氏の陳述書について、
以下のような疑問点を挙げる。

「2 茶師プロジェクトについて」の陳述についての疑問、指摘

陳述書では「平成30年4月、私の会社の元従業員であり、友人でもある会食相手方 B さんが仲間を集めて、自身の出身地である嬉野温泉に旅行に行こうという企画を提案されたので、共通の友人たちと一緒に、同年4月21日から23日までの日程で、嬉野温泉旅行を実施しました。メンバーは、私、会食相手方 B さん、C 氏(漫画家)、D 氏(ゲーム会社代表)、E 氏(アニメ制作会社代表)、F さん(NPO 法人勤務)、G 氏(ゲーム会社勤務)です。費用は、もちろん各自の自己負担です。」とあるが、E 氏、G 氏は6月の嬉野ツアー参加者であり4月の旅行には参加していない【調査請求書・別添資料3の3「関係者の公開情報」、第2回審査会資料21「4月の参加者情報」、同22「6月嬉野訪問写真】。従って「メンバーの中にアニメ関係者がいたため自然とそのような話になったも

のと思います。」という推論も誤り。

「5月頃、一度、嬉野旅行のメンバーがカラオケボックスに集まり、懇親会を兼ねてアニメ制作の話をしてしましたが、(中略)以降、真剣にアニメ制作を検討したこともありません。」と述べているが、6月にE(アニメ制作会社代表)氏らを伴って嬉野市を再訪したのがアニメ制作を真剣に検討していた何よりの証拠である。

「平成30年6月下旬か7月の初旬頃、4月の嬉野温泉旅行の際、私たちが案内してくれた嬉野市職員の市職員Aさんと市職員Bさんが出張のために上京するという話を聞きました。」としているが、LINEには6月26日に知ったことがはっきり記録されている【調査請求書・別添資料3の2「茶師プロジェクトLINEグループでのやり取り」】。この陳述書が資料や履歴を精査せずに作成されたことがうかがえる。4月に案内したのは市職員Aのみで、市職員Bは参加していない【調査請求書・別添資料3の3「関係者の公開情報」】。

「おもてなしのつもりで、私がルームサービスを注文しました。代金は1点3万1050円のを2点注文しましたので、6万2100円を支払っています。」とは述べているが、おもてなし=接待である。

「市長は、皆さんとその日視察をしたセグウェイの観光利用の話や参加者の仕事の話、嬉野の話をされていました。」。会食相手方A氏と村上市長はセグウェイジャパン視察で一緒になっており、新たにセグウェイの観光利用という「利害関係」を有していた疑いが生じる。村上市長は会食相手方A氏、会食相手方B氏と一緒にセグウェイの試乗をしている経緯から、東京ベイコート倶楽部での「懇親会」への招待が市職員からの電話だったのか疑問もある。

市職員A、市職員BともVR(仮想現実)・AR(拡張現実)を体験できる施設の見学をした渋谷から、セグウェイジャパンがある神奈川県海老名市までの交通費を請求しておらず【第2回審査会資料23「7月9日の出張とは」】、どういった交通手段でセグウェイジャパンへ行き、東京ベイコート倶楽部へ移動したのか不明だ。審査会においては村上市長の行程を含め確認していただきたい。

3 最後に

「平成30年4月の嬉野旅行の際、仲間うちで話が盛り上がり、アニメ制作の話が出たことは事実です。案内役を引き受けてくれた市職員Aさんや市職員B

さんら市の職員さんもいたので」と述べているが、とあるが、**市職員 B**は 4 月には案内していない【調査請求書・別添資料 3 の 3「関係者の公開情報」】。

「だれも真剣に検討していなかったと思います。その後、検討を行ったことはありません。」は事実と異なる。「平成 30 年 7 月 9 日の会食は、嬉野旅行の際に案内役を引き受けてくれた**市職員 A**さんと**市職員 B**さんのお礼の意味を兼ねた、仲間うちの懇親会です。」としているが、村上市長は一行を案内していない。「仲間うちの懇親会」に招待した理由が述べられていない。

会食相手方 A氏らが公務員倫理規程にうかつたであろうことは、東京ベイコート倶楽部での部屋飲みが「飲食店に行くより安いという認識」だったことからもうかがえる。しかし、公務員まして市長であれば部下に冠を正さずが鉄則だ。市長らが誘いを断るべきだったことは火を見るよりも明らかである。

「今回、私たちがアニメ制作を企画する利害関係者だといわれているようですが、驚きを禁じ得ません。」と主張しているが、**市民**さんによるメッセージ投稿の Facebook 転載に対する反応【調査請求書・別添資料 3 の 3「関係者の公開情報」】は、村上市長の Facebook 投稿や村上氏の代理人である鬼橋正敏弁護士が作成した文書との共通性が目立ち、口裏合わせを疑われても仕方あるまい。

陳述書は総じて鬼橋弁護士の作文という印象が拭えず、事実を裏付ける資料が示されていないため、信憑性に乏しいと言わざるを得ない。